

日本木材学会会則

(2006年5月20日改正)

第1章 総 則

第1条 本会は日本木材学会 (The Japan Wood Research Society) と称する。

第2条 本会は林産物に関する学術の発展を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会誌の頒布
- (2) 年次大会の開催
- (3) 図書 of 刊行
- (4) 木材学に関する調査および研究
- (5) 講演会、シンポジウム、見学会、講習会などの開催
- (6) 研究の奨励および研究事業の表彰
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第3条 本会は事務所を東京都文京区におく。

第2章 会 員

第4条 会員は次の4種とする。

- (1) 正会員 (2) 賛助会員 (3) 学生会員 (4) 団体会員

正会員は本会の目的に賛同し、木材学の発展に寄与しようとする個人、賛助会員は本会の目的を賛助する個人または団体、学生会員は国内の大学等に在籍する学生、団体会員は学校、図書館、研究機関等の団体とする。

第5条 会員は種別に従って次の会費を納めなければならない。海外に在住の会員は別に定める諸費用を添えて納めるものとする。会費には会誌の購読料が含まれる。

- (1) 正会員 年額 10,000 円
- (2) 賛助会員 1口年額 30,000 円で1口以上
- (3) 学生会員 年額 7,000 円
- (4) 団体会員 年額 16,000 円

既納の会費はいかなる理由があっても返却しない。

第6条 本会に入会しようとする者は、会費年額金を添えて会長に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

賛助会員が団体の場合には、代表者の氏名を会長に届け出なければならない。

第7条 正会員であって別に細則で定める資格を有するものは、別に定める額の前納会費を添えて会長に申し出て、理事会の承認を経て終身

にわたり正会員としての資格を保有することができる。

第8条 会員が退会しようとするときは会長にその旨を届出て、理事会の承認を受けなければならない。

第9条 会員で1年分の会費を滞納したものは理事会の議決により除籍することができる。

第10条 会員で次の各号の1にあたるものは総会の議決により除名することができる。

- (1) 本会の規則に違反したもの
- (2) 本会の名誉を毀損したもの

第3章 総会・理事会および評議員会

第11条 総会は分けて通常総会、臨時総会とし、会長がこれを招集する。

総会は正会員および賛助会員で構成する。

第12条 通常総会は毎年1回これを開く。臨時総会は理事会が必要と認めたととき、並びに正会員および賛助会員の5分の1以上より会議の目的とする事項を示して請求があったとき、これを開く。

第13条 総会は正会員および賛助会員の2分の1以上の出席がなければ決議することができない。

第14条 総会の議事は出席者の過半数の同意をえてこれを決する。可否同数のときは議長がこれを裁定する。

第15条 総会に出席できない正会員および賛助会員は予め通知された事項につき書面をもって表決をなし、また代理人に委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

第16条 総会は本会則に別段の定めのある場合のほか、次のことを議決する。

- (1) 事業計画および事業報告の承認
- (2) 役員を選任
- (3) 主要財産の管理および処分
- (4) 理事会の付議した事項

第17条 理事会は会長が必要と認めたととき随時これを招集する。

第18条 理事会は次の事項を司る。

- (1) 会務の執行に関すること
- (2) 会務運営上必要な細則を定め、または承認すること

(3) 会員の入会および退会に関すること

(4) その他会務運営上必要なこと

第 19 条 評議員会は必要がある場合に会長が招集する。

第 4 章 役員、参事、常任委員、評議員、顧問および職員

第 20 条 本会に次の役員（理事、監事）と評議員をおく。

(1) 理事 22 名以内（内会長 1 名、副会長 3 名以内）

(2) 監事 2 名

(3) 評議員 40 名以内

第 21 条 役員、評議員の選出方法は次のとおりとし、その細部は別に定める規程による。

(1) 理事と監事は、正会員と賛助会員の中から総会で選任する。

(2) 会長と副会長（2 名）は、理事会で理事の中から選任する。副会長を 3 名とする場合は、1 名を理事会で参事の中から選任する。

(3) 評議員は、正会員および賛助会員の中から互選により選出する。

第 22 条 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、理事会の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代行者となる。会長、副会長ともに事故あるときは、会長の指名する理事がこれを代行するか、または理事の互選により代行者を決める。

理事は理事会を組織し、会務の執行を図る。評議員は評議員会を組織し、会長の諮問事項および会務運営上重要な事項について審議する。評議員会の議長は評議員会で選任する。監事は民法第 59 条の職務を行う。

第 23 条 本会に参事 7 名以内を置く。参事は、理事会に出席して本会の運営について意見を述べるとし、別に定めるところにより理事会で選任する。

第 24 条 本会に常任委員 5 名を置く。常任委員は、会務に関する事務を行い、理事会に出席するものとし、理事会で選任する。

第 25 条 役員、参事、常任委員、評議員の任期は 2 年とする。増員および補欠により就任したものの任期は前任者の残任期間とする。役員の再

選は妨げないが、期間は連続 3 期 6 年以内とする。ただし支部を代表するもの、年次大会の運営委員会を代表するもの、会誌の編集委員会を代表するもの等理事会が選出する理事についてはこの限りではない。役員は任期満了後も後任者の就任まで引続きその職務を行うものとする。

第 26 条 会長は、会務運営に関して意見を求めるため、理事会の議を経て、顧問若干名を置くことができる。その委嘱期間は役員の任期と同じとする。

第 27 条 必要により理事会の議を経て会務処理のため主事および事務員若干名を置くことができる。主事および事務員は有給とすることができる。

第 5 章 会 計

第 28 条 本会の経費は次の各号よりなる。

(1) 会費 (2) 寄付金品 (3) その他の収入

第 29 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 30 条 本会の予算、決算は理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

第 6 章 支 部

第 31 条 本会は理事会の議決を経て必要の地に支部を設けることができる。

第 32 条 支部は支部規則を作り、理事会の承認をうけるものとする。

第 7 章 研究会

第 33 条 本会は林産物に関する学術の発展のため、とくに調査研究を継続して行う必要があると認めるとき、理事会の議決を経て研究会を設けることができる。

第 34 条 研究会は別に定める通則によって運営される。研究会の運営に必要な経費は、本会よりの支出および研究会会費などをもって、それにあてることができる。

第 8 章 会則の変更および解散

第 35 条 会則の変更は総会出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。

第 36 条 本会の解散決議は正会員および賛助会員の 3 分の 2 以上出席した総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。